

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第九号に掲げる事業を含む。）に関する事項</p> <p>二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合（同法第九条の九第六項の規定により同項第十号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規</p>	<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第四号に掲げる事業を含む。）に関する事項</p> <p>二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合（同法第九条の九第六項の規定により同項第五号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規</p>

定により行う同項第十一号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三の二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第十二号に掲げる事業を含む。）に関する事項

四 法第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 法第三条第一項第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二又は第九条の九第六項第三号に規定する外国銀行の業務の代理又は媒介

ハ 法第三条第一項第三号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

五 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の規定による信用協同組合等、株式会社日本政策金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理若しくは媒介（同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に

定により行う同項第六号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三の二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第七号に掲げる事業を含む。）に関する事項

四 法第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 法第三条第一項第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二又は第九条の九第六項第一号の三に規定する外国銀行の業務の代理又は媒介

ハ 法第三条第一項第三号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

五 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の規定による信用協同組合等、株式会社日本政策金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理若しくは媒介（同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に

掲げる事業を含む。)

六 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の規定による登録を受けて行う業務

七 法令の改正に伴う規定の整理その他の金融庁長官が定める事項

（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第九項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）、第三条第五項並びに第四条第十項、第六条第五項、第六条の二第五項、第八条第三項、第九条の二第五項、第十条第十六項及び第百十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

一 有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）

掲げる事業を含む。)

六 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の規定による登録を受けて行う業務

七 法令の改正に伴う規定の整理その他の金融庁長官が定める事項

（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）、第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

一 有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）

が業務として所有する株式又は持分

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第九条の二第一項第一号及び第十條第七項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の

が業務として所有する株式又は持分

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第九条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の

執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

五 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受け
たもの

2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式又は持分に
係る議決権で、当該信用協同組合等及びその子会社が委託者若し
くは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うこと
ができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託
及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第
十条の規定により当該信用協同組合等の子会社が投資信託委託会
社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以
下同じ。）としてその行使について指図を行う株式又は持分に係
る議決権とする。

3 信用協同組合等は、第一項第五号の承認を受けようとするとき
は、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなけれ
ばならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは
、当該申請に係る株式又は持分について、当該申請をした信用協
同組合等が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うこ
とができないものであるかどうかを審査するものとする。

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 法第四条の二第一項第一号に規定する信用協同組合その他
これに類する者として内閣府令で定めるもの及び第四条の四第一

執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

五 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受け
たもの

2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式又は持分に
係る議決権で、当該信用協同組合等及びその子会社が委託者若し
くは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うこと
ができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託
及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第
十条の規定により当該信用協同組合等の子会社が投資信託委託会
社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以
下同じ。）としてその行使について指図を行う株式又は持分に係
る議決権とする。

3 信用協同組合等は、第一項第五号の承認を受けようとするとき
は、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなけれ
ばならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは
、当該申請に係る株式又は持分について、当該申請をした信用協
同組合等が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うこ
とができないものであるかどうかを審査するものとする。

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 法第四条の二第一項第一号に規定する信用協同組合その他
これに類する者として内閣府令で定めるもの及び第四条の四第一

項第六号に規定する信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の子会社等（法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法（第三項第二号の三、第八十三條第四号、第八十九条第二項、第一百十條の四第一項及び第一百十條の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。）第十四條の二第二号に規定する子会社等をいい、信用協同組合連合会にあつては、当該信用協同組合連合会の子会社（法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

項第六号に規定する信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該信用協同組合等の信用協同組合集団（当該信用協同組合等及びその子会社の集団（信用協同組合連合会にあつては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行（当該信用協同組合連合会の子会社のうち、法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用協同組合連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等の信用協同組合集団及び次に掲げる者

イ 信組等

ロ 信組等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 信組等 次に掲げる者

イ 信用協同組合等（信用協同組合連合会にあつては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第四条の二第一項第六号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。次号において同じ。）を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用金庫又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会及び当該連合会の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十九条第二項を除き、以下同じ。）、「農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」、「漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」、「漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」、「水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）」（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水

「項を削る。」

2 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第二十三号に掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）

産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）
ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）
ヘ 株式会社商工組合中央金庫

二 信組等集団 前号に規定する信組等及びその子会社の集団又は当該信組等の子銀行（当該信組等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該信組等の子銀行以外の子会社の集団

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3 銀行法第二条第八項の規定は、前項第一号及び第二号の場合において銀行の子会社又は銀行を子会社とする持株会社の子会社及び信組等の子会社について準用する。

4 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。）とする。

一 他の事業者のための不動産（原則として、自らを子会社とする信用協同組合等（信用協同組合連合会にあつては、信用協同

八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十 他事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一 他事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十三 他事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四 他事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

九 他事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

十 他事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十一 他事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十二 他事業者の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十三 他事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十四 他事業者の事務に係る計算を行う業務

十五 他事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十六 他事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社（法第四条の四第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社（法第四条の四第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする信用協同組合連合会、その子会社である信託兼営銀行（法第四条の四第一項第一号に規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は保険会社若しくは信用協同組合（以下この号において「信用協同組合等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債券の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該信用協同組合等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 信用協同組合等の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

二十四 自らを子会社とする信用協同組合連合会、その子会社である信託兼営銀行（法第四条の四第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は保険会社若しくは信用協同組合（以下この号において「信用協同組合等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債券の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該信用協同組合等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 信用協同組合等の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。

）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。

）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三までに掲げる業務に該当するものを除く。）

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

二の三 信用協同組合電子決済等代行業（法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する事業（同項第一号から第五号まで、第十二号、第十二号の二、第二十一号及び第二十四号に掲げる事業、有価証券関連連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）又は同法第九条の九第一項第一号及び第二号の事業に附帯する事業並びに同条第六項第一号、第四号及び第五号に規定する事業（同項第一号に規定する同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第二十一号に掲げる事業、有

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。）

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

二の三 信用協同組合電子決済等代行業（法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する業務（同項第十二号、第十二号の二及び第二十一号に掲げる業務、有価証券関連連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務(同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。)

三の三 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

三の四 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二十六項に規定する保険募集(第二十七号及び第九十四条第一項において「保険募集」という。)

三の五 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及び第九十四条第一項において「保険媒介業務」という。)

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号資産(同条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)

()の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務(同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。)

三の三 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

三の四 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二十六項に規定する保険募集(第二十七号及び第九十四条第一項において「保険募集」という。)

三の五 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及び第九十四条第一項において「保険媒介業務」という。)

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号資産(同条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)

()の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指

標をいう。)の動向をいう。第十四号並びに第十条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十四号並びに第十条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く。)を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者があるそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をす

る業務

標をいう。)の動向をいう。第十四号並びに第十条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十四号並びに第十条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く。)を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者があるそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をす

る業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 削除

十一 機械類その他の物件を使用させる業務（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 削除

十一 機械類その他の物件を使用させる業務（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第四十九条の二及び第四十九条の三において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第四十九条の二及び第四十九条の三において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第

八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）

十六 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十七 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十八 主として子会社対象会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第一項に規定する子会社対象会社、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及

八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務

十六 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十七 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十八 主として子会社対象会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第一項に規定する子会社対象会社、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受

び計算受託業務（第三十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十八の三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十八の四 中小企業等協同組合法第九条の八第七項第七号又は第九條の九第六項第十二号に掲げる事業

十八の五 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十九 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

二十 有価証券に関する顧客の代理

二十一 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

託業務（第三十二号に該当するものを除く。）

十八の三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十八の四 中小企業等協同組合法第九条の八第七項第七号又は第九條の九第六項第七号に掲げる業務

十八の五 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十九 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

二十 有価証券に関する顧客の代理

二十一 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び前号に該当するものを除く。）

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業（同条第一項に規定する保険業をいう。第四十二条第一項第三号において同じ。）に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 削除

二十六 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

二十八 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

二十九 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

三十 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

三十一 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 削除

二十六 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

二十八 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

二十九 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

三十 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

三十一 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う

を行う業務及び計算受託業務

三十三 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

三十四 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

三十五 財産の管理に関する業務（第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信用協同組合連合会（当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合に限り、当該信用協同組合連合会の子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用協同組合連合会を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する信用協同組合連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用協同組合連合会を含む。）が子会社とする信託専門会社等（信託兼営銀行又は法第四条の四第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該

業務及び計算受託業務

三十三 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

三十四 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

三十五 財産の管理に関する業務（第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第四条の四第二項第八号に規定する「信託子会社等」をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該

業務を行う会社の議決権を保有する信用協同組合連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用協同組合連合会を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。）における当該業務の範囲については、当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

三十七 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

4 法第四条の二第二項第五号に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項及び第六条の三において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関連会社又は関係子会社をいう。第六条の三において同じ。）とする。

業務を行う会社を子会社とする信用協同組合連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

三十七 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

「項を加える。」

-
- 一 専ら情報通信技術を活用した当該信用協同組合の行う中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、当該信用協同組合の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの
 - 三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用協同組合の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該信用協同組合の行う事業に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。第六条の三第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）
 - 四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用協同組合若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラ
-

ムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは
保守(当該信用協同組合若しくはその子会社が単独で若しくは
他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム
又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務(第一
号に掲げる業務に該当するものを除く。)

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析
又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理
を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等(成年後見制
度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)
第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号、第
六条の三第七号において同じ。)の事務の支援その他成年後見
人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社
対象会社(法第四条の二第一項第二号から第五号までに掲げる
会社を除く。)が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

5|| 法第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める会社は、前項
に規定する会社とする。

6 法第四条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは
、次に掲げるものとする。

一 第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

「項を加える。」

6 法第四条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは
、次に掲げるものとする。

一 第五項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7 法第四条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

8 法第四条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

〔項を削る。〕

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7 法第四条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

8 法第四条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

9

法第四条の四第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社（法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。又は証券仲介専門会社（同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権（法第四条

「項を削る。」

「項を削る。」

9 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 第三項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

10 法第四条第二項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法第四条の四第一項第八号に規定する持株会社とする。

10 法第四条の四第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

11 法第四条の四第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社（法第四条の四第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

13 第九項から第十一項までの場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者

に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五条 法第四条の二第二項本文(法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 信用協同組合等又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

二 信用協同組合等又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

三 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。)(当該信用協同組合等又はその子会社の請求による場合を除く。)

四 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式若しくは持分の併合若しくは分割又は株式無償割当て(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第七条第一項第六号において同じ。)

五 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は

(法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五条 法第四条の二第二項本文(法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 信用協同組合等又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

二 信用協同組合等又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

三 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。)(当該信用協同組合等又はその子会社の請求による場合を除く。)

四 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式若しくは持分の併合若しくは分割又は株式無償割当て(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第七条第一項第六号において同じ。)

五 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は

一単元の株式の数の変更

六 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

七 信用協同組合の子会社である法第四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用協同組合連合会の子会社である法第四条の四第一項第七号から第九号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第四条の二第二項ただし書（法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3 法第四条の二第四項（法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をいい、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の四第三項に規定する認可対象会社（同条第一項第十号に掲げる会社（第六条の三に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）を除く

一単元の株式の数の変更

六 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

七 信用協同組合の子会社である法第四条の二第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用協同組合連合会の子会社である法第四条の四第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第四条の二第二項ただし書（法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3 法第四条の二第四項（法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

。をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることに
ついでに認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる
書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該信用協同組合等に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、
損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び剰余金
処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、
財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二
第二号に規定する子会社等という。以下この条、次条及び第百
十一条第一項第十九号において同じ。）に関する次に掲げる書
面

イ 当該信用協同組合等及びその子会社等につき連結して記載
した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これ
らに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近におけ
る業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用協同組合等及びその子会社等
（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率

一 理由書

二 当該信用協同組合等に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、
損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び剰余金
処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、
財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項、第
六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀
行法（第八十三条第四号、第八十九条第二項、第一百条の四第
一項及び第一百条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」とい
う。）第十四条の二第二号に規定する子会社等という。以下こ
の号及び次項並びに第百十一条第一項第十六号の二において同
じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該信用協同組合等及びその子会社等につき連結して記載
した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他
これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知
ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用協同組合等及びその子会社等
（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率

(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合又はその子会社が国内の会社(当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の第三項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の第三項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の

(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合又はその子会社が国内の会社(当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の第三項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の第三項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の

名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用協同組合等（以下この項において「申請信用協同組合等」という。）の出資の総額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請信用協同組合等及びその子会社等（当該認可に係る認可対象会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 申請信用協同組合等の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時に申請信用協同組合等及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 申請信用協同組合等が認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る認可対象会社はその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用

名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用協同組合等（以下この項において「申請信用協同組合等」という。）の出資の総額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請信用協同組合等及びその子会社等（当該認可に係る認可対象会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 申請信用協同組合等の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時に申請信用協同組合等及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 申請信用協同組合等が認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る認可対象会社はその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用

協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第四条の二第五項において準用する同条第三項及び法第四条の四第四項において準用する同条第三項の規定による認可（他業務高度化等会社に該当する子会社としようとする）ことについての認可を除く。）について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第一号及び第三項に規定する議決権について準用する。

（他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第六条の二 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第四条の二第五項において準用する同条第三項及び法第四条の四第四項において準用する同条第三項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとする）ことについての認可を除く。）について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び前項に規定する議決権について準用する。

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六条の二 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該信用協同組合連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該信用協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用協同組合連合会及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る他業業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

二 当該信用協同組合連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該信用協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用協同組合連合会及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用協同組合連合会（以下この項において「申請信用協同組合連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る他業業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る他業業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請信用協同組合連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 申請信用協同組合連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時に申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会又は

五 当該認可に係る当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用協同組合連合会（以下この項において「申請信用協同組合連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請信用協同組合連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 申請信用協同組合連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時に申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会若し

その子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る他業業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用協同組合連合会が行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七 申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る他業業務高度化等会社の顧客に対し、申請信用協同組合連合会の信用協同組合会としての取引上の優越的地位又は当該他業業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申

くはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、申請信用協同組合連合会が行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、申請信用協同組合連合会の信用協同組合会としての取引上の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用協

請信用協同組合連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る他業業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請信用協同組合連合会又は当該他業業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第四条の四第四項において準用する同条第三項の規定による認可（他業業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第六項の規定による認可（他業業務高度化等会社について引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについての認可に限る。）について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号（それぞれ前二項において準用する場合を含む。）

同組合連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請信用協同組合連合会又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第四条の四第四項において準用する同条第三項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第六項の規定による認可について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に

む。)並びに前二項に規定する議決権について準用する。

(一定の業務高度化等会社)

第六条の三 法第四条の四第三項、第四項及び第六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該信用協同組合連合会が行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、当該信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用協同組合連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等業務その他の当該信用協同組合連合会が行う事業に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用され

規定する議決権について準用する。

「条を加える。」

る労働者でないものに限る。)

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守(当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社(法第四条の四第一項第七号から第十号までに掲げる会社を除く。)が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(信用協同組合等による信用協同組合等グループの経営管理の内

(信用協同組合連合会による信用協同組合連合会グループの経営

容等)

第六條の四 法第四條の二の二第二項第一号又は第四條の五第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 信用協同組合等グループ（法第四條の二の二第一項に規定する信用協同組合グループ又は法第四條の五第一項に規定する信用協同組合連合会グループをいう。次号及び第三項において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合等グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第四條の二の二第二項第三号又は第四條の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、信用協同組合等における当該信用協同組合等グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第四條の二の二第二項第四号又は第四條の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合等グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用協同組合等グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正

管理の内容等)

第六條の三 法第四條の五第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 信用協同組合連合会グループ（法第四條の五第一項に規定する信用協同組合連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第四條の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該信用協同組合連合会における当該信用協同組合連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第四條の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用協同組合連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することと

な実施を確保することとする。

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七条 法第四条の三第二項(法第四条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 信用協同組合等又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得
- 二 信用協同組合等又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得
- 三 信用協同組合等又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得(当該信用協同組合等又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式又は持分の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)
- 四 信用協同組合等又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)
- 五 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該信用協同組合等又はその子会社の請求による場合を除く。)

する。

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七条 法第四条の三第二項(法第四条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 信用協同組合等又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得
- 二 信用協同組合等又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得
- 三 信用協同組合等又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得(当該信用協同組合等又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式又は持分の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)
- 四 信用協同組合等又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)
- 五 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該信用協同組合等又はその子会社の請求による場合を除く。)

- 六 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式若しくは持分の併合若しくは分割又は株式無償割当て
- 七 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更
- 八 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得
- 九 新規事業分野開拓会社等（第十条第十一項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第九条の二第四項において同じ。）の議決権について第十条第十一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同項ただし書に規定する事業再生会社をいう。第九条の二第四項において同じ。）の議決権について第十条第十二項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。
- 十 信用協同組合等又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合
- 2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に

- 六 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式若しくは持分の併合若しくは分割又は株式無償割当て
- 七 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更
- 八 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得
- 九 新規事業分野開拓会社等（第十条第九項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第九条の二第三項において同じ。）の議決権について第十条第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同条第十項に規定する事業再生会社をいう。第九条の二第三項において同じ。）の議決権について第十条第十項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。
- 十 信用協同組合等又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合
- 2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に

掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合等が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第九条 法第四条の三第四項第一号(法第四条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該信用協同組合等が中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(信用金庫又は労働金庫をもって組織する連合会を含む。)

掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合等が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第九条 法第四条の三第四項第一号(法第四条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該信用協同組合等が中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(信用金庫又は労働金庫をもって組織する連合会を含む。)

の事業の譲受けをした場合

二 当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社（法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）証券仲介専門会社（同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（特例対象会社）

第九条の二 法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（信用協同組合等の子法人等（令第三条の第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に該当しないものに限る。第三項及び第百十一条一項第十四号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

の事業の譲受けをした場合

二 当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（特例対象会社）

第九条の二 法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（信用協同組合等の子法人等（令第三条の第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に当該信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社

(当該信用協同組合等の子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第十四項において同じ。)

以外の会社に限る。)

2||

前項に規定する会社のほか、会社(信用協同組合等の子法人等に該当しないものに限る。)であつて、その議決権を信用協同組合等若しくはその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)の第七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき)に前項に規

ロ 当該株式会社に当該信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社(当該信用

協同組合等の子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第六項第二号トにおいて同じ。)以外の会社に限る。)

「項を加える。」

定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十三項に規定する会社をいう。同条第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社とその議決権を基準議決権数を超えて保有する会社

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に

(当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)とする。

5 法第四条第二項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

(専門子会社の業務等)

第十条 法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条第二項各号に掲げる業務であつて、当該信用協同組合連合会、その子会社(法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。)その他第四条第一項に規定する者(次項第二号及び第十五項第二号イにおいて「当該信用協同組合連合会等」という。)の営む業務のために営むもの

二 第四条第三項各号に掲げる業務(当該信用協同組合連合会が証券専門会社等(証券専門会社又は証券仲介専門会社をいう。第十五項第二号ロにおいて同じ。)を子会社としていない場合にあつては同条第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。)を子会社としていない場合にあつては同条第三項第二十四号から第三十

規定する関連法人等をいう。以下同じ。)であつて、当該会社の議決権を、当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第四条第二項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(専門子会社の業務等)

第十条 法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用協同組合連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等(法第四条の四第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。)を有する場合に限り、第四条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等(法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。)を有する場合に限り、第四条第五項第三十

四号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。）にあつては第四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）。

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に

五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。）。

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に

掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

二 第四条第二項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、当該信用協同組合連合会等の営む業務のために営むもの

三 第四条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該信用協同組合連合会が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。）にあつては第四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

3 第四条の四第一項第三号及び第三号の二に規定するに規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて

掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

二 第四条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用協同組合等の行う事業、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 第四条の四第一項第三号及び第三号の二に規定するに規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて

財産の運用を行うものを除く。)並びに金融商品取引法施行令
第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約(金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規
定する累積投資契約をいう。)の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券
の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 第四条第三項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当
するものを除き、当該信用協同組合連合会が保険会社等を子会
社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号
までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が信託専門会社
等を子会社としていない場合(当該信用協同組合連合会が中小
企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に
掲げる事業を行う場合を除く。)にあつては第四条第三項第三
十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定
する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法
第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において
同じ。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(同
法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原
簿をいう。次項及び第七項において同じ。)に登録されている株
式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産
、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導

財産の運用を行うものを除く。)並びに金融商品取引法施行令
第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約(金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規
定する累積投資契約をいう。)の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券
の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 第四条第五項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当
するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号
までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り
、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については
信託子会社等を有する場合に限る。

4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定
する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法
第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において
同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項
の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者であ
る会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社
とする。

入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えて
いるもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡によ

「号を削る。」

「号を削る。」

5 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社

二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条

る収入金額を控除した金額

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

5 法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社

二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条

第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項に規定する認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（信用組合等（信用協同組合等又は令第五条の四各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等、銀行法第二十三条第三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の

第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項に規定する認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（信用組合等（信用協同組合等又は令第五条の四各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二十三条第三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内

期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置(当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。)

九 当該会社に対する金銭債権を有する信用組合等(当該信用組合等がない場合にあつては、信用協同組合等又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該信用協同組合等)及び前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定された合理的な経営改善のための計画(特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

十 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

6 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定

に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置(当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。)

「号を加える。」

九 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

6 法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の

する内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 信用組合等による人的な又は財政上の支援その他の当該信用組合等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

7

法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支

二に規定する内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 信用組合等による人的な又は財政上の支援その他の当該信用組合等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該信用協同組合等の子会社等以外の会社に限る。）

「項を加える。」

援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ 当該株式会社に信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

8

第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を信用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも

7

第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を信用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも

、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の
実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によ
らずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第
四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内
閣府令で定める会社に該当するものとする。

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準
用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又
は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第
三号又は第四条の四第一項第八号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに
準用する。この場合において、第八項中「法第四条の二第一項第
二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「法第四条の二
第一項第四号又は第四条の四第一項第九号」と読み替えるものと
する。

11 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、
特定子会社^{（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）}がその取得した第四項若しくは第八項に規定する会社
第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する
第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生
会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項におい
て読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当する
もの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の

、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権
の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によ
らずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第
四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内
閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準
用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又
は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第
二号の二又は第四条の四第一項第七号の二」と読み替えるものと
する。
「項を加える。」

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、
特定子会社^{（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）}がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社
第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する
第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生
会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社
の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をい
、事業再生会社のうち第五項第九号に該当する会社の議決権にあ

議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項並びに第一百一条第一項第十号、第十二号、第十四号及び第十項において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じ

つてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日に

て得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12) 第五項及び第九項の規定にかかわらず、信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10) 第五項及び第八項の規定にかかわらず、信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下この項及び第百十一条第一項第十三号において同じ。）の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 十年
- 二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

13 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 第四条第三項第十二号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

14 法第四条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、同号に規定する持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第二項各号及び第三項各号（第九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を専ら営むものとする。ただし、同条第二項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、信用協同組合が行う事業又はその子会社等の営む業務のために営むものでなければならぬ。

「号を削る。」

- 一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 十年
- 二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

11 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条第五項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

12 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により信用協同組合等が行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第四条の二第一項第一号から第二号の二まで又は第四条の四第一項第一号の二、第三号の二若しくは第六号から第七号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第四条の四第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。)

二 法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社又は証券仲介専門会社及び信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

三 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号(第二十四号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第四条の四第一項第一号及び第四号から第五号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第四条の四第一項第一号、第二号、第三号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。)

五 法第四条の四第二項第六号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会

「号を削る。」

「号を削る。」

15 法第四条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次のいずれかに掲げる会社を子会社とする持株会社

イ 信託兼営銀行

ロ 保険会社

ハ 少額短期保険業者

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理

社のうち第四条第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第四条の四第二項第七号ハに規定する当該信用協同組合の子会社である保険会社の子会社のうち第四条第十項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第四条第十一項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

「項を加える。」

を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 第四条第二項各号に掲げる業務であつて、当該信用協同組合連合会等の営む業務のために営むもの

ロ 第四条第三項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合（当該信用協同組合連合会の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては第四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

16 法第四条第二項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第十一条 法第四条の二第八項（法第四条の四第五項で準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認

13 法第四条第二項の規定は、第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第十一条 法第四条の二第七項（法第四条の四第五項で準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第四条の二第三項

可を受けて議決権を保有している認可対象会社（信用協同組合にあつては、法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をいい、信用協同組合連合会にあつては、法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。）の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

一 法第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）

二 法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）

三 法第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）

（役員等の兼職の認可の申請等）

第十二条 信用協同組合等を代表する理事並びに信用協同組合等の常務に従事する役員及び参事は、法第五条の二ただし書の規定により、他の信用協同組合等若しくは法人（以下この条において「他の信用協同組合等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該信用協同組合等を経由して金融庁長

又は法第四条の四第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

（役員等の兼職の認可の申請等）

第十二条 信用協同組合等を代表する理事並びに信用協同組合等の常務に従事する役員及び参事は、法第五条の二ただし書の規定により、他の信用協同組合等若しくは法人（以下この条において「他の信用協同組合等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該信用協同組合等を経由して金融庁長

官等に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 履歴書
- 三 信用協同組合等における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面
- 四 他の信用協同組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の信用協同組合等における常務の処理方法及び信用協同組合等と当該他の信用協同組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の信用協同組合等の定款、最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
- 2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る信用協同組合等を代表する理事並びに信用協同

官等に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 履歴書
- 三 信用協同組合等における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面
- 四 他の信用協同組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の信用協同組合等における常務の処理方法及び信用協同組合等と当該他の信用協同組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の信用協同組合等の定款、最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
- 2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る信用協同組合等を代表する理事並びに信用協同

組合等の常務に従事する役員及び参事が当該信用協同組合等の常務に従事することに対し、当該申請に係る他の信用協同組合等の常務に従事し、又は事業を営むことが特段の支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

3 第一項の規定による信用協同組合等に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（法第五条の七第十一項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）をもって行うことができる。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第五条の七第十一項第三号
- 二 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号
- 三 法第十二条第一項第五号
- 四 法第十二条第一項第九号

2 銀行法第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事

組合等の常務に従事する役員及び参事が当該信用協同組合等の常務に従事することに対し、当該申請に係る他の信用協同組合等の常務に従事し、又は事業を営むことが特段の支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

〔項を加える。〕

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第五条の七第十一項第三号
- 二 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号
- 三 法第十二条第一項第五号
- 四 法第十二条第一項第九号

2 銀行法第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事

項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイト
のアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）
を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（資産の評価）

第三十六条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の
定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければ
ならない。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日
以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下同じ
。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当
該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格
を付さなければならない。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく
低い資産（当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると
認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価
- 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じ
た資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から
相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日にお
いてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除し
なければならない。

項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイト
のアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）
を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（資産の評価）

第三十六条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の
定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければ
ならない。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日
以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下同じ
。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当
該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格
を付さなければならない。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく
低い資産（当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると
認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価
- 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じ
た資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から
相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日にお
いてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除し
なければならない。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第三条の

二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り、）をいう。）を除く。）

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産

（預金者等に対する情報の提供）

第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金又は定期積金（以下「預金等」という。）の金利の明示

二 取り扱う預金等に係る手数料の明示

三 取り扱う預金等のうち預金保険法（昭和四十六年法律第三十

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等の株式並びに

満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り、）をいう。）を除く。）

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産

（預金者等に対する情報の提供）

第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金又は定期積金（以下「預金等」という。）の金利の明示

二 取り扱う預金等に係る手数料の明示

三 取り扱う預金等のうち預金保険法（昭和四十六年法律第三十

四号)第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるもの
明示

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条
において「商品情報」という。)を記載した書面又は当該書面
に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを
用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

イ 名称(通称を含む。)

ロ 受入れの対象となる者の範囲

ハ 預入期間(自動継続扱いの有無を含む。)

ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

ホ 払戻しの方法

ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する
事項

ト 手数料

チ 付加することのできる特約に関する事項

リ 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計
算方法を含む。)

ヌ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定信用事業等紛争解決機関(中小企業等協同組合法第
六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をい
う。以下同じ。)が存在する場合 当該信用協同組合等が
同法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契
約(同法第九条の七の三第一項第一号に規定する手続実施

四号)第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるもの
明示

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条
において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う
預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ 名称(通称を含む。)

ロ 受入れの対象となる者の範囲

ハ 預入期間(自動継続扱いの有無を含む。)

ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

ホ 払戻しの方法

ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する
事項

ト 手数料

チ 付加することのできる特約に関する事項

リ 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計
算方法を含む。)

ヌ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定信用事業等紛争解決機関(中小企業等協同組合法第
六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をい
う。以下同じ。)が存在する場合 当該信用協同組合等が
同法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契
約(同法第九条の七の三第一項第一号に規定する手続実施

基本契約をいう。以下同じ。)を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置(同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第百十条の五十八第十八号ロにおいて同じ。及び紛争解決措置(同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第百十条の五十八第十八号ロにおいて同じ。)の内容

ル その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項
五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金
が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には
、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと
その他当該商品に関するより詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十一項
に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は
外国市場デリバティブ取引(同条第二十三項に規定する外国
市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券
関連デリバティブ取引(同法第二十八条第八項第六号に規定
する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)に

基本契約をいう。以下同じ。)を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置(同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第百十条の五十八第十八号ロにおいて同じ。及び紛争解決措置(同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第百十条の五十八第十八号ロにおいて同じ。)の内容

ル その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項
五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金
が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には
、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと
その他当該商品に関するより詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十一項
に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は
外国市場デリバティブ取引(同条第二十三項に規定する外国
市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券
関連デリバティブ取引(同法第二十八条第八項第六号に規定
する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)に

該当するもの以外のもの

ロ 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十七号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第百十条の五十八第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限るものに限る。）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 信用協同組合等は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商

該当するもの以外のもの

ロ 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十七号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第百十条の五十八第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限るものに限る。）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 信用協同組合等は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商

- 品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該信用協同組合等は、当該書面を交付したものとみなす。
- 3 信用協同組合等は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - 一 第十九条第一項各号に規定する方法のうち信用協同組合等が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
 - 4 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該預金者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該預金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該預金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
 - 5 信用協同組合等は、一の預金等に係る契約の締結について、当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対

- 品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該信用協同組合等は、当該書面を交付したものとみなす。
- 3 信用協同組合等は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - 一 第十九条第一項各号に規定する方法のうち信用協同組合等が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
 - 4 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該預金者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該預金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該預金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
 - 5 信用協同組合等は、一の預金等に係る契約の締結について、当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対

し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第四十二条 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十号又は同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書をもって表示されるものを除く。）

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

三 保険業を行う者が保険者となる保険契約

2 信用協同組合等は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 預金等ではないこと

し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第四十二条 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十号又は同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書をもって表示されるものを除く。）

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

三 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

2 信用協同組合等は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 預金等ではないこと

二 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと

三 元本の返済が保証されていないこと

四 契約の主体その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 信用協同組合等は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において顧客の目につきやすい場所に適切に当該窓口に掲示しなければならない。

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

二 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと

三 元本の返済が保証されていないこと

四 契約の主体その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 信用協同組合等は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において顧客の目につきやすい場所に適切に当該窓口に掲示しなければならない。

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第

二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該信用協同組合代理業再委託

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第

二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該信用協同組合代理業再委託

者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地
四 信用協同組合代理業（法第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用協同組合代理業再受託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2 前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第一項第一号ロ(1)の場合において、銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（信用協同組合代理業の許可の審査）

者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地
四 信用協同組合代理業（法第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用協同組合代理業再受託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2 前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第四条第十三項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条第十三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、信用協同組合代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用協同組合代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所信用協同組合代理業を行う者を除く。）であるときは、その営む信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用協同組合代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第六条の三第二項第二号に掲げる行為（所屬信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、信用協同組合代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用協同組合代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所信用協同組合代理業を行う者を除く。）であるときは、その営む信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用協同組合代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第六条の三第二項第二号に掲げる行為（所屬信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次

の(1)又は(2)に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのあり者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると思われる者

(2) 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると思われる者

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で信用協同組合代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う信用協同組合代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該信用協同組合代理業の業務を行う営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該信用協同組合代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識

の(1)又は(2)に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのあり者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると思われる者

(2) 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると思われる者

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で信用協同組合代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う信用協同組合代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該信用協同組合代理業の業務を行う営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該信用協同組合代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識

を有するものに限る。)を主たる営業所又は事務所に(従たる営業所等において信用協同組合代理業を行わない場合を除く。)、それぞれ配置していること。ただし、特別信用協同組合代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのあり者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

(2) 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したことのあり者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

ハ 法第六条の三第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等信用協同組合代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 信用協同組合代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等、法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

を有するものに限る。)を主たる営業所又は事務所に(従たる営業所等において信用協同組合代理業を行わない場合を除く。)、それぞれ配置していること。ただし、特別信用協同組合代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのあり者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

(2) 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したことのあり者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

ハ 法第六条の三第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等信用協同組合代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 信用協同組合代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等、法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成又は組織等により、信用協同組合代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
イ 精神の機能の障害により信用協同組合代理業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（以

ホ 人的構成、資本構成又は組織等により、信用協同組合代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
イ 精神の機能の障害により信用協同組合代理業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（以

下この号において「準用銀行法」という。)第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(2) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

下この号において「準用銀行法」という。)第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(2) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

-
- (4) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合
- (5) 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合
- (6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合
- (7) 水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合
- (8) 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五
-

- (4) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合
- (5) 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合
- (6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合
- (7) 水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合
- (8) 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五
-

条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消さ

条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消さ

れ、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十一条の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び

れ、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十一条の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び

第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録(同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。)を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により

第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録(同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。)を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により

解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(7) 水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜ

解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(7) 水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜ

られた役員、又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと

られた役員、又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと

イ 前号ニ(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 役員のうち精神の機能の障害のため信用協同組合代理業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が信用協同組合代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 信用協同組合代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸

イ 前号ニ(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 役員のうち精神の機能の障害のため信用協同組合代理業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が信用協同組合代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 信用協同組合代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸

付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。

（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。

）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合及び所属信用協同組合から地域における人口の減少等に伴う当該所属信用協同組合の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて信用協同組合代理業を営む場合を除く。）。

ニ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、信用協同組合代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ その他信用協同組合代理業の内容に照らして兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は所属信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること。

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、

付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）

（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）

）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

ニ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、信用協同組合代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ その他信用協同組合代理業の内容に照らして兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は所属信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること。

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ

かつ、信用協同組合代理業として行う法第六条の三第二項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。）。

イ 所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、信用協同組合代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属信用協同組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用協同組合が契約の締結の判断に影響を及ぼ

、その業務について所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるとを除外し、信用協同組合代理業として行う法第六条の三第二項第二号に掲げる行為（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

すこととなる重要な事項を告げることとしていること。

「号の細分を削る。」

(信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為)

第一百十条の二 法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第六条の五の二第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第一百十条の四第二項第一号及び第一百十条の二十六において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（信用協同組合等が、電子情報処理組織を利用して行う業務の提供に際し、その業務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第一百十条の二十四第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、信用協同組合代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属信用協同組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用協同組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為)

第一百十条の二 法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第六条の五の二第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第一百十条の四第二項第一号及び第一百十条の二十六において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（信用協同組合等が、電子情報処理組織を利用して行う業務の提供に際し、その業務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第一百十条の二十四第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成

十一年法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介(当該履行に係る為替取引を行うことの指図(当該指図の内容のみを含む。))の伝達により行う媒介を除く。)を業とする者(以下この号において「相手方等」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立って、法第六条の五の二第二項第一号の信用協同組合等と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

〔項を削る。〕

十一年法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介(当該履行に係る為替取引を行うことの指図(当該指図の内容のみを含む。))の伝達により行う媒介を除く。)を業とする者(以下この号において「相手方等」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立って、法第六条の五の二第二項第一号の信用協同組合等と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

2

法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為(同条第一項の登録を受けた信用協同組合電子決済等代行業者(法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。))を含む。)の行為に限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合等の双方が法第六条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの

三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの

四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継

し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

二 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

一の二 第二条に規定する業務の種類又は方法の変更をした場合
二 信用協同組合等の参事の就任又は退任があつた場合

三 第五条の八第三項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合

四 第五条の八第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事の就任又は退任があつた場合（中小企業等協同組合法第三十五条の二の規定により届け出なければならぬ場合を除く。）

五 信用協同組合代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した信用協同組合代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。）

五の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項（第十二号の二を除く。）若しくは第九条の九第六項第一号及び第二号に規定する事業に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（

し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

二 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

一の二 第二条に規定する業務の種類又は方法の変更をした場合
二 信用協同組合等の参事の就任又は退任があつた場合

三 第五条の八第三項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合

四 第五条の八第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事の就任又は退任があつた場合（中小企業等協同組合法第三十五条の二の規定により届け出なければならぬ場合を除く。）

五 信用協同組合代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した信用協同組合代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。）

五の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項（第十二号の二を除く。）若しくは第九条の九第六項第一号及び第一号の二に規定する事業に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場

前号に掲げる場合を除く。)

六 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十五号まで(第十二号の二を除く。)に規定する事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号並びに第九条の九第六項第二号及び第五号に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。)の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

六の二 外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十五号まで(第十二号を除く。)に規定する事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号並びに第九条の九第六項第三号及び第五号に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。)の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

六の三 外国において駐在員事務所を設置しようとする場合
六の四 外国において設置した駐在員事務所の廃止又は位置の変更をした場合

七 信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第六十六

合(前号に掲げる場合を除く。)

六 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十四号まで(第十二号の二を除く。)に規定する事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十四号並びに第九条の九第六項第一号の二及び第一号の五に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。)の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

六の二 外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十四号まで(第十二号を除く。)に規定する事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十四号並びに第九条の九第六項第一号の三及び第一号の五に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。)の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

六の三 外国において駐在員事務所を設置しようとする場合
六の四 外国において設置した駐在員事務所の廃止又は位置の変更をした場合

七 信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第六十六

条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合
(同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。)

八 信用協同組合が法第四条の二第一項第一号から第四号までに掲げる会社を子会社としようとする場合(中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号から第九号までに掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとする場合(中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

八の二 その子会社が子会社でなくなった場合(中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)

八の三 信用協同組合の法第四条の二第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になった場合、又は信用協同組合連合会の法第四条の四第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になった場合

条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合
(同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。)

八 信用協同組合が法第四条の二第一項第一号から第二号の二までに掲げる会社を子会社としようとする場合(中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号から第七号の二までに掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとする場合(中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

八の二 その子会社が子会社でなくなった場合(中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)

八の三 信用協同組合の法第四条の二第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になった場合、又は信用協同組合連合会の法第四条の四第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になった場合

八の四 信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業業務高度化等会社）にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十号において同じ。）とした場合（第八号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

九 法第四条の四第三項の規定による認可を受けて信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号及び第十二号に該当する場合を除く。）

十 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は事業の全部の廃止を行った場合（第八号の二又は第八号の三に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。）

十一 信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

「号を削る。」

八の四 信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社）にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（第八号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

「号を加える。」

九 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十 その子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は事業の全部を廃止した場合（第八号の二に掲げる場合を除く。）

十一 信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十二 信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、

十二 第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（信用協同組合等の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第四の四第三項の規定による認可を受けて信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業務高度化等会社である場合を除く。）

十三 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十四 信用協同組合等又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業務高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該会社が当該信用協同組合等の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

〔号を削る。〕

本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十一 信用協同組合等又はその子会社が、第七条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十二 信用協同組合等又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当

十五 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

〔号を削る。〕

十六 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該信用協同組合等の子会社を除く。）又は信用協同組合等の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社（信用協同組合にあつては、法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をいい、信用協同組合連合会にあつては、法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。次号において同じ。）に該当する会社となったことを知った場合（法第七条

該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合並びに第八号及び第十四号に該当する場合を除く。）

十三 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十五号に該当する場合を除く。）

十四 第五十四条に規定する子法人等又は第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第四条の四第三項の規定による認可に伴い信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する業務高度化等会社である場合を除く。）

十五 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十六 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該信用協同組合等の子会社及び外国の会社を除く。）又は信用協同組合等の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

の二第一項の規定により法の規定（銀行法の規定を含む。）による認可を受けた事項を履行したときに該当する場合を除く。

十七 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該信用協同組合等の子会社を除く。）又は信用協同組合等の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

十八 信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第四条の四第一項第十号に掲げる会社（当該信用協同組合連合会の子会社及び他業業務高度化等会社を除く。）又は信用協同組合連合会の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業業務高度化等会社を除く。）に限る。）が他業業務高度化等会社となつたことを知つた場合

十九 信用協同組合等及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している信用協同組合等及び連結子法人等（当該信用協同組合等の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二十 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

二十一 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）第二条第

「号を加える。」

「号を加える。」

十六の二 信用協同組合等及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している信用協同組合等及び連結子法人等（当該信用協同組合等の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十六の三 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

十七 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）第二条第

第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合

二十二 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

二十三 信用協同組合等、その子会社又は業務の委託先（第七項において「子会社等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該信用協同組合等が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

〔号を削る。〕

二十四 信用協同組合等が法第五条の七第一項の規定により作成する書面を通常総会に提出した場合

二十五 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十六 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復

六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合

十八 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

十九 信用協同組合等、その子会社又は業務の委託先（第七項において「子会社等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該信用協同組合等が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

二十 削除

二十一 信用協同組合等が法第五条の七第一項の規定により作成する書面を通常総会に提出した場合

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復

する場合

ハ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて事業が行われているものをいう。第二十九号において「出張所」という。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ 従たる事務所の名称の変更をする場合

二十七 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十八 事務所の位置を変更しようとする場合（第二十六号、前号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

イ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

二十九 出張所の位置を変更した場合（第二十七号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 増改築その他のやむを得ない理由により出張所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

する場合

ハ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて事業が行われているものをいう。以下第二十五号の二において「出張所」という。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ 従たる事務所の名称の変更をする場合

二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十五 事務所の位置を変更しようとする場合（第二十三号、前号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

イ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

二十五の二 出張所の位置を変更した場合（第二十四号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 増改築その他のやむを得ない理由により出張所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合（信用協同組合等である信用協同組合代理業者が変更した場合を除く。）
二 信用協同組合代理業に係る委託契約又は再委託契約書を変更した場合

三 削除

四 信用協同組合代理業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

五 特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第一百一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

六 信用協同組合代理業を再委託した場合（信用協同組合等である信用協同組合代理業再委託者が再委託をした場合に限る。）であって、当該再委託を受けた信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

3 法第七条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない信用協同組合電子決済等代行業者が法第六条の

ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合（信用協同組合等である信用協同組合代理業者が変更した場合を除く。）
二 信用協同組合代理業に係る委託契約又は再委託契約書を変更した場合

三 削除

四 信用協同組合代理業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

五 特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第一百一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

六 信用協同組合代理業を再委託した場合（信用協同組合等である信用協同組合代理業再委託者が再委託をした場合に限る。）であって、当該再委託を受けた信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

3 法第七条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない信用協同組合電子決済等代行業者が法第六条の

五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三 第一百十条の十七第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

4 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 第一項第五号及び第五号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

イ 理由書

ロ 契約を締結した場合には、委託契約書の写し

ハ その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書面

二 第一項第二十四号に掲げる場合 法第五条の七第一項に規定する事業報告及び附属明細書

三 第二項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

5 法第四条第二項の規定は、第一項第八号の四、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号から第十八号まで、第九項並びに第十項に規定する議決権について準用する。

五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三 第一百十条の十七第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

4 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 第一項第五号及び第五号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

イ 理由書

ロ 契約を締結した場合には、委託契約書の写し

ハ その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書面

二 第一項第二十一号に掲げる場合 法第五条の七第一項に規定する事業報告及び附属明細書

三 第二項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

5 法第四条第二項の規定は、第一項第十号の二から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

6 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 法第七条の二第一項の規定により法の規定（銀行法の規定を含む。）による認可を受けた事項を実行したときに該当するときの届出

二 第一項第六号、第二十七号又は第二十九号に該当するときの届出

三 法第七条の二第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

7 第一項第二十三号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 信用協同組合等の事業又は信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十二年法律第三十六号）に違反する行為

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、信用協同組合等の業務又は信用協同組

6 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 法第七条の二第一項に該当するときの届出

二 第一項第六号、第二十四号又は第二十五号の二に該当するときの届出

三 法第七条の二第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

7 第一項第十九号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 信用協同組合等の事業又は信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十二年法律第三十六号）に違反する行為

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、信用協同組合等の業務又は信用協同組

合代理業者の信用協同組合等代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 その他信用協同組合等の事業又は信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

8 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一 第一項第二十三号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合等代理業者が知つた日

二 第二項第五号に該当する場合 同号の規定による変更があつた日

9 第一項第十五号に掲げる場合において、信用協同組合にあつては、法第四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第二号に規定する特定子会社は、信用協同組合の子会社に該当しないものとみなし、信用協同組合連合会にあつては、法第四条の四第一項第七号から第九号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第七号に規定する特定子会社は、信用協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

10 第一項第十四号から第十八号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の

合代理業者の信用協同組合等代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 その他信用協同組合等の事業又は信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

8 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一 第一項第十九号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合等代理業者が知つた日

二 第二項第五号に該当する場合 同号の規定による変更があつた日

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、信用協同組合等の子会社に該当しないものとみなす。

別紙様式第12号（第86条関係）

[略]

（記載上の注意）

[1～3 略]

4 金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の2第1項（同法第67条において準用する場合を含む。以下4において同じ。）の規定により法第6条の3第1項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の2第1項の規定により法第6条の3第1項の許可を受けたものとみなされた信用協同組合代理業者である旨を表示すること。

別紙様式第13号（第105条第1項関係）

（日本産業規格A4）

信用協同組合代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

（記載上の注意）

[1・2 略]

[1～5 略]

6 信用協同組合代理業の実施状況

(1) [略]

(2) 貸出金関係

① [略]

② 媒介

[表略]

（記載上の注意）

[1～3 略]

別紙様式第12号（第86条関係）

[同左]

（記載上の注意）

[1～3 同左]

[加える。]

別紙様式第13号（第105条第1項関係）

（日本産業規格A4）

信用協同組合代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

（記載上の注意）

[1・2 同左]

[1～5 同左]

6 信用協同組合代理業の実施状況

(1) [同左]

(2) 貸出金関係

① [同左]

② 媒介

[同左]

（記載上の注意）

[1～3 同左]

4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 83 条第 6 号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 略]

別紙様式第 14 号（第 105 条第 1 項関係）（日本産業規格 A 4）

信用協同組合代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者 氏 名

（記載上の注意）

[1・2 略]

[1～5 略]

6 信用協同組合代理業の実施状況

(1) [略]

(2) 貸出金関係

① [略]

② 媒介

[表略]

（記載上の注意）

[1～3 略]

4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 83 条第 6 号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 略]

4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 83 条第 3 号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 同左]

別紙様式第 14 号（第 105 条第 1 項関係）（日本産業規格 A 4）

信用協同組合代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者 氏 名

（記載上の注意）

[1・2 同左]

[1～5 同左]

6 信用協同組合代理業の実施状況

(1) [同左]

(2) 貸出金関係

① [同左]

② 媒介

[同左]

（記載上の注意）

[1～3 同左]

4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 83 条第 3 号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。